

令和3年度
事業計画書

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

令和3年度 社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会 事業計画書

《基本方針》

近年の地域を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、複合的な要因から陥る生活困窮や社会的孤立など、様々な福祉・生活課題が浮き彫りとなっています。

さらに、昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、外出自粛や人との接触制限が求められ、地域での身近な交流や見守り・支え合い・生きがいつくり活動に大きな影響が及びました。

このような中、国においては、従来の公的制度では支援できない複雑・重層化する課題に対応するため、住民相互の支え合いや助け合いにより解決する仕組みである「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

これらの社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえたうえで、社会福祉協議会に対しては、これまで培った経験を生かしながら、地域の社会資源をつなぎ、住民参加型の取り組みを充実させ、地域福祉の推進において中心的な役割を果たすことが求められています。

本会におきましては、「ささえあう 愛と福祉でまちづくり」を基本理念とし、様々な福祉・生活課題に対応できるよう、生活困窮者自立支援事業や生活支援体制整備事業などの福祉事業を展開し、地域住民や関係団体と連携しながら支援体制を整備していきます。

また、令和3年度は、第3次地域福祉活動計画の最終年度にあたることから、地域住民や関係団体の方々とこれまでの活動を振り返り、その活動の成果を踏まえつつ、次期活動計画（第4次）の策定を進めて参ります。

《基本理念》

ささえあう 愛と福祉でまちづくり

《基本目標・重点方針》

【1】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

- (重点方針)
1. 地区社協活動の充実
 2. 小地域ネットワーク活動の推進
 3. 福祉関係団体等への支援
 4. 健康と生きがいつくりの推進

【2】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

- (重点方針)
1. ボランティアの育成・活動支援
 2. 災害ボランティア活動支援体制の充実

【3】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

- (重点方針)
1. 地域福祉権利擁護事業の推進
 2. 地域総合相談・援助活動の実施
 3. 調査・企画・広報活動の推進

【4】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

- (重点方針)
1. 訪問介護サービス
 2. 通所介護サービス
 3. 相談支援サービス
 4. 地域生活支援サービス
 5. 福祉介護等研修事業の実施

【5】地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します

- (重点方針)
1. 活動拠点の確保
 2. 組織体制の強化
 3. 財源の確保
 4. 第4次地域福祉活動計画（令和4年度～8年度）の策定

《実施計画》

【1】－1 地区社協活動の充実

住民ニーズに立脚した住民主体の地域福祉活動を実施する地区社協の支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めます。

①20地区社協活動の支援と協働

住民主体による地域福祉活動を推進し、各地区にあった福祉コミュニティづくりを支援します。市社協と地区社協間の連絡調整、情報交換を行い、地域組織・団体との連携を強化し、ネットワークの構築に努めます。

- ・20地区社協会長会の開催
- ・地区社協活動要覧の作成
- ・地区社協活動への積極的な参加、協働体制の強化
- ・第4次地域福祉活動計画策定に係る連携

②メニュー事業の推進

地区住民をはじめ地区内の各種団体や関係機関等と密接な連携を図りながら、集いや交流事業等、住民参加による福祉活動を推進します。

- ・実施要綱に基づく事業推進（ふれあい住民交流事業、友愛訪問事業、生きがい・健康講座）

【1】－2 小地域ネットワーク活動の推進

小地域における高齢者や障がい者、子育て家庭など、住民のちょっとした困りごとに対し、住民相互によるたすけあいや見守り活動を推進します。

①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進（市委託事業）

在宅のひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が一体となって見守り体制を整備し、当該高齢者等のニーズを把握し、適切なサービスの提供を行い、高齢者福祉の向上を図ります。

- ・安否確認等対象者の状況に応じた見守り活動
- ・コロナ禍での見守り支援体制の整備及び民生児童委員・見守り推進員等との連携

②ファミリーサポートセンターの運営（市委託事業）

子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と手伝いたい人（援助会員）が会員となり、一時的な子

育てを助け合う組織であるセンターでは、子を持つすべての家庭を対象に、地域の中で安心して子育てができるように会員同士を結び、サポートをします。

- ・子育て支援の拠点整備（キッズスペース）
- ・子育てサークルやNPO法人等との連携
- ・援助会員の増員促進（登録推進説明会の開催、依頼会員から援助会員への移行及び両方会員への新規登録などの推進）
- ・広報紙やホームページなどを活用した広報啓発活動、4ヶ月健診でのPR活動
- ・会員のスキルアップや子育てに役立つ講習会、会員相互の交流会の実施

③住民互助型生活支援サービスの推進（愛ネットワーク）

公的サービスや既存の社会資源では対応できない住民の生活ニーズを解決するために、住民互助型生活支援サービスの創出、展開を図ります。住み慣れた地域でお互いの暮らしを支えあっている安心であたたかい地域づくりを推進します。

- ・生活支援体制整備事業との連動
- ・ホームページを活用した広報活動

【1】－3 福祉関係団体等への支援

民生児童委員、共同募金会活動との連携、関係福祉団体への支援や各種貸出事業により、地域福祉の活性化を推進します。

①民生児童委員活動との連携

民生児童委員協議会の事務局業務を担い、民生児童委員が活動しやすい環境の整備、地域住民が安心して暮らせる地域社会づくりの推進を図ります。

- ・民生児童委員活動の充実・強化（事務局業務、活動しやすい環境整備など）
- ・活動に必要な要援護者等の情報提供・共有、支援体制の整備
- ・生活困窮者自立支援事業や生活支援体制整備事業等との連携

②共同募金運動の推進

募金運動の実施により、住民同士の助け合い意識の向上・寄付文化の創造を図るとともに、地域福祉活動を充実させ要支援者の福祉を増進します。

- ・赤い羽根共同募金運動（10/1～12/31）…戸別・法人・職域・街頭・イベント・窓口・学校募金
- ・歳末たすけあい募金運動（12/1～12/31）…戸別募金
- ・募金の使途・目的の理解を深める機会の提供

③福祉用具貸与事業の推進

一時的な車椅子の利用ニーズに対応するため、車椅子の貸出しを行います。

- ・車椅子の貸出（原則10日以内・無料）
- ・貸出要綱の再編、より利用しやすい体制整備

④福祉用具リサイクル事業の推進

家庭で不要となった福祉用具（車椅子、介護用ベッド、歩行器など）を譲りたい人（提供者）と譲ってほしい人（希望者）をコーディネートし、使用されていない福祉用具の活用と地域住民相互のふれあい・助け合いを促進します。

- ・ニーズに応じた最新情報の提供、事業の普及・啓発

⑤ボランティア機器等貸与事業の実施

ボランティア機器等を貸し出すことにより、住民同士の交流活動を促進し、地域活動の活性化を図ります。

- ・ボランティア機器（ポップコーン機など）、レクリエーション用具（シャッフル&ゴルフなど）、福祉学習機器（点字板など）の貸出

【1】－4 健康と生きがいづくりの推進

誰もが健康で、生き生きと安心して生活をおくっていただけるように、身近な地域での居場所や学びの場づくり、生きがいづくりを推進します。

①ふれあい・いきいきサロン活動の充実

小地域を拠点に高齢者、子ども、障がいのある方などの居場所作りを、当事者とボランティアが協働し、ともに企画、運営していくことで地域の人たちの出会い、ふれあい、助け合いの活動を広げ、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進します。

- ・サロン通信の発行やお世話人研修会の開催
- ・サロンの在り方や今後の活動指針についての協議、サロン活動が継続できる体制整備

②常設型サロン創設の推進

地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄り、寛げる環境を備え、地域の人々が共に支え合い、様々な福祉活動を運営していく交流の拠点・居場所づくりを推進します。

- ・必要地域の調査、人材・資材・資金の確保、情報提供
- ・空き店舗や空き家等の活用、居場所づくり
- ・多世代交流、多機能型拠点づくりの研究

③介護予防教室事業の実施（市委託事業／公募提案型）

高齢者自身が介護予防の大切さを学び、住み慣れた地域で自立した生活を継続できることを目的とし、多様化する高齢者世代のニーズや時代に合う効果的・魅力的なプログラムを実施します。

- ・新しい地域支援事業を地域づくりの契機ととらえた介護予防の取り組み
- ・地域の実情に応じたプログラムの実施

【2】－1 ボランティアの育成・活動支援

地域におけるボランティア活動の支援と福祉教育の充実を図り、人材の育成に努めるとともに、共に生きる地域社会づくりを推進します。

①ボランティア活動の推進

地域でのボランティア市民活動を推進し、ボランティア市民活動センターと連携して、住民参加による福祉社会の創造に努めます。

- ・ボランティア市民活動センターとの連携
- ・福祉のまちづくり助成事業の実施
- ・ボランティアの活動に関連する情報提供（社協だより、ホームページ等）
- ・ボランティア活動保険の加入促進（掛金の一部助成など）

②福祉教育の推進

地域福祉・ボランティアに関する学習や体験の場を提供し、互いに支え合う心、助け合いの風土を培い、共に生きる福祉社会の創造を目指します。

- ・福祉協力校への助成、ボランティア活動や福祉情報の提供
- ・コミュニティスクールへの積極的な参加

【2】－2 災害ボランティア活動支援体制の充実

災害時において被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から市との連携や災害ボランティアセンター運営体制の充実を図ります。

①関係機関・団体等との協働体制の確立

災害時には迅速にボランティアの支援が行えるよう、平常時から関係機関・団体等とのネットワークづくりを推進します。

- ・関係機関との連携方法についての再確認
- ・災害ボランティアセンターの各機関の役割や方向性についての再確認

②災害ボランティアセンターの設置・運営

災害時、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、情報収集、現地ニーズの把握、連絡調整、ボランティアの需給調整等を円滑に行い、被災地・被災者の生活支援を行います。

- ・災害発生時に迅速に対応できる体制の整備、模擬訓練の実施
- ・災害ボランティア設置検討会議の定期開催、資機材の確保・点検作業
- ・災害ボランティアに関する研修会等への積極的な参加、職員への周知
- ・指針や運営マニュアルの見直し、災害時職員対応マニュアル作成の検討

【3】－1 地域福祉権利擁護事業の推進

高齢になっても、障がいがあっても、地域から排除されず、必要なサービスや支援を確保して、地域での自立生活が営めるよう権利擁護に取り組みます。

①福祉サービス利用援助事業の推進（県社協委託事業）

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）ができる限り地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

- ・法人後見事業との一体的実施、中核機関との連携

②法人後見事業の推進

受任要綱等に基づき、本会が成年後見人等となり、財産管理や身上監護を行い、成年被後見人等の権利を擁護します。また、四国中央市が設置している中核機関の運営にも協力し、相談から支援及び市民後見人の養成も含めた運用ができるような体制づくりを目指します。

- ・成年被後見人等の財産管理や身上監護
- ・後見サポートセンターの充実（親族後見人等の支援、制度利用相談、中核機関との連携等）

【3】－2 地域総合相談・援助活動の実施

住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる生活支援やその仕組みづくりを行い、福祉でまちづくりを進めます。

①生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。さらに、生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携し、効果的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

- ・生活福祉資金貸付に関する相談・申込みの受付、県社協への進達
- ・償還プロセスにおける支援の取組強化、特例貸付者の償還状況や生活状況の把握
- ・市関係機関及び民生児童委員、生活相談支援センターとの連携
- ・滞納世帯対象の合同相談会の実施

②生活困窮者自立支援事業の実施（市委託事業）

～自立相談支援事業～

生活困窮状態から脱却し、その人らしい安定した生活が実現できるよう相談・支援を実施します。

また、関係機関や地域住民の協力を得て、連携による支援活動や自立生活に必要な社会資源の開発にも取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

- ・包括的かつ継続的な相談支援の実施（伴走型相談支援・ソーシャルワークの充実、支援調整会議や運営協議会との連携、各種給付制度や生活福祉資金貸付事業等との連携）
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり（ネットワークづくり、緊急食糧支援・農福連携・ひきこもり支援・子ども食堂等の活用・開発、啓発講演会等の実施、就労準備支援事業や少額融資事業の研究など）

～家計改善支援事業～

生活困窮者自立支援機関との連携の下、生活困窮者からの家計に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、支出の節約や家計に関する継続的な支援を行い、生活困窮者が家計を管理できるようになり、自立した生活をおくることができるようになることを目的に実施します。

- ・家計相談、家計支援計画（家計再生プラン）の作成
- ・家計管理の支援（家計表やキャッシュフロー表の活用等）、各種制度の利用支援など

③地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業／市委託事業）

住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援等が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制づくり（地域包括ケアシステム）を推進し、住民・要援護者への支援の充実と、それを支える社会資源の開発や改善、社会基盤の整備とを同時に進め、福祉社会を創造していきます。

- ・協議体の運営協力（第1層協議体、第2層協議体の開催）
- ・研修会等の開催（生活支援コーディネーターの資質向上に関する研修会の開催、その他必要に応じた研修会の開催）
- ・関係事業との調整（サービス提供主体間、関係機関、関係課との連携の体制づくり）
- ・住民主体型生活支援サービス事業の調査・研究
- ・コロナ禍により変化したと思われる地域状況の把握、地域活動の再考

【3】－3 調査・企画・広報活動の推進

地域の要援護者の把握に努め、関係機関等と連携した支援活動に取り組むとともに、必要な事業やイベント等の企画・実施、広報活動を推進します。

①福祉票整備・要援護者の支援

要援護者の生活状況を把握し、市や民生児童委員と情報を共有し、連携を図りながら福祉ニーズへの対応や各種福祉事業等に活用するため、福祉票の整備を行います。

- ・平常時の支援活動、災害時の要援護者支援活動への活用
- ・要援護者の生活状況の把握、福祉ニーズへの対応など

②広報啓発活動の充実

社協活動や事業を展開するにあたり、その理念や内容等を住民に理解してもらえるように、様々な媒体を利用して情報を発信していきます。

- ・社協だよりの発行（年6回／偶数月）
- ・住民のニーズに合った情報発信、親しみを持たれる紙面づくり
- ・ホームページ・ブログの管理・運営
- ・点字・声の広報発行事業（市委託事業）

③社会福祉大会・フェスティバルの開催

住民意識の向上と住民参加による福祉のまちづくりを目的に開催します。

- ・大会開催予定 10月2日（土）福祉会館4階多目的ホール
（福祉フェスティバルについては、引き続き休止）

【4】－1 訪問介護サービス

援護が必要な高齢者・障がい者宅へヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

①訪問介護・訪問型サービスの実施

要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助（掃除・洗濯・買物・調理など）を行います。

- ・訪問介護員の人材確保、訪問体制の効率化
- ・有償サービス等との連携強化
- ・介護福祉士資格の取得、各種研修会への参加の推進
- ・働き方改革への対応、働きやすい職場環境の整備
- ・感染症対策の徹底

②障害者居宅介護等事業の実施

障がいを有する利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事や外出の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ・同行援護従事者研修の受講の推進（その他については、上記「①訪問介護・訪問型サービスの実施」と同様）

③移動支援事業の実施（市委託事業）

単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

- ・全身性障害者移動支援従事者養成研修及び視覚障害者移動支援従事者養成研修の受講の推進（必要な研修受講によるスキルアップ）

④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施

自宅のお風呂で入浴ができない要介護者を対象に、看護職員1人と介護職員2人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心身機能維持等を図ります。

- ・介護職員の人材確保、各種研修への参加、スキルアップ体制の構築
- ・身体的負担の軽減を図ることを目的とした研修の実施
- ・利用者数や職員数に応じた運営体制の見直し

⑤訪問入浴サービス事業の実施（障がい者）

自宅のお風呂で入浴ができない障がい者を対象に、看護職員1人と介護職員2人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心身機能維持等を図ります。（その他については、上記「④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施」と同様）

⑥有償サービスの実施

介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない身体介護や生活援助等のサービスを有償により提供することで、高齢者や障がい者等が、自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

- ・介護保険サービスとの連携
- ・話し相手、傾聴、買物同行、長時間支援等のサービス提供の検討

⑦育児等支援ヘルパー派遣事業の実施（市委託事業）

妊娠中や出産後に心身の不調などによって家事や育児に支障がある方で、家族等からの援助が受けられない状況の家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の負担軽減を図ります。

- ・事業の周知、関係機関との連携など

【4】－2 通所介護サービス

センターにおいて高齢者等を送迎すると共に必要な介護・生活訓練・生きがい活動等を実施し、自立生活を支援します。

①地域密着型通所介護事業・通所型サービスの実施

デイサービスセンターで、入浴・食事などの日常生活上の世話や生活に関する相談・助言、機能訓練等のサービスを日帰り提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。（定員 18 人以下）

- ・サービス内容（イベントや日常メニュー）の見直し、質の高い介護サービスの提供
- ・介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加推進、介護職員のスキルアップ体制の改善
- ・送迎用車両の計画的な更新

【4】－3 相談支援サービス

高齢者・障がい者等の相談に応じ、ニーズの把握・資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。

①居宅介護・介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施（介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは市委託事業）

介護保険の認定を受け、契約を結んだ利用者や家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるよう支援します。

- ・担当地区の分担、業務の効率化
- ・実践力アップに向けた研修会への参加、事業所内での事例検討会の継続実施
- ・利用者の確保及び質の高いサービスの提供、長期的視点に立った安定した事業運営

②要介護認定訪問調査受託事業の実施（市委託事業）

介護認定の身体状況の確認のため、認定調査員（介護支援専門員等）が申請者の自宅を訪問し、心身の状態などの基本調査、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査を実施します。

- ・適切な調査件数の受託

③指定相談支援事業の実施（相談支援の一部は市委託事業）

相談支援専門員や必要な職員を配置し、どのような相談にも応じ、地域生活の自立をめざして支援し、障がい者の福祉増進を行います。

- ・基幹相談支援センターの運営への協力、市内の相談支援事業所との連携及び人材育成等
- ・自立支援協議会専門部会における地域の障がい福祉の発展に関わる活動
- ・各種研修会への参加による相談支援のスキル向上

【4】－4 地域生活支援サービス

住民の福祉ニーズに対応した生活支援サービス及び必要な事業を、住民・関係機関等との協力により開発し、実施します。

①地域活動支援センターの受託運営（市委託事業）

通所者（センターを利用する障がい者等）が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。そのために創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

- ・地域活動支援センターしゃぼん玉（土居福祉センター内）の運営
（独自生産活動の実施・検討、内職、生活訓練、季節行事など）
- ・地域活動支援センター茶れんじ（高齢者生活福祉センター内）の運営
（休耕地を活用した茶葉や農作物の生産・加工・販売、生活訓練、季節行事など）

②就労継続支援B型事業の実施

企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所（雇用契約を結ばない「B型」）を開設・運営します。

- ・就労継続支援B型事業所ココロン（福祉会館内）及び従たる事業所（川之江文化センター内）の運営
- ・利用者本人の働く意欲を尊重した作業支援
- ・一般就労への知識・能力の向上や職場開拓等を通じた企業等への雇用や必要な訓練、指導等の実施（就労援助）
- ・各人の障がい特性に合わせた心身の生活保持と機能向上（生活支援）
- ・感染症予防対策を徹底した中での地域行事への参加、地域住民との交流を通じた社会活動

③いこいの湯の運営（市委託事業）

おおむね 65 歳以上で要介護認定調査の有無にかかわらず自立された方を対象に、施設に通うことで自宅に閉じこもることを予防し、生きがいつくり活動を通じ、心身と生活の安定及び要介護状態への移行を予防します。

- ・介護予防や生きがいつくりのサービス内容の見直しなど

④生活支援ハウスの運営（市委託事業）

高齢等のため独立した生活に不安のある方が、安心して生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。

- ・安定した入居者の確保、市担当職員やケアマネ等関係機関との連携
- ・施設の活用方法等、事業の根本的な見直し

【4】－5 福祉介護等研修事業の実施

福祉・介護等に関する研修を企画・実施し、専門職の連携を促進するとともに、従事者の援助技術の向上や人材の開発を推進します。

①生活援助従事者研修課程の実施検討

制度改正により、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、新たに生活援助従事者研修課程を修了した者が担うこととする方針が示されていることから、制度の動向に注視し、実施を検討します。

- ・生活援助従事者研修課程（身体介護に不安のある人が生活援助のみを提供するための研修／59時間）の実施検討

②在宅連絡調整会の充実

職員間の連携を密にし、各事業の効果的運営及びサービスの向上を図ります。

- ・主任会、ケアマネ連絡調整会、サービス提供責任者会、地区連絡調整会、訪問入浴連絡調整会、デイサービス連絡調整会の実施

【5】－1 活動拠点の確保

社協活動を推進するため、地域福祉活動の拠点を確保します。

①公共施設等の有効活用

現在使用しているスペースについては引き続き借用し、新規事業や既存事業での積極的な活用を検討します。

- ・福祉会館（本所、成年後見サポートセンター、生活相談支援センター、障がい者相談支援センター、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、居宅介護支援事業所、就労継続支援B型事業所ココロン）
- ・川之江文化センター（川之江支所、就労継続支援B型事業所ココロン従たる事業所、ファミリーサポートセンター、ヘルパーステーション）
- ・土居福祉センター（土居支所、地域活動支援センターしゃぼん玉、ヘルパーステーション）
- ・土居老人憩いの家（いこいの湯）
- ・高齢者生活福祉センター（新宮支所、地域活動支援センター茶れんじ、新宮デイサービスセンター、居宅介護支援事業所新宮、生活支援ハウス）

【5】－2 組織体制の強化

社協活動を推進するため、組織体制・機能の強化を図ります。

①理事会・評議員会機能の充実と強化

社会福祉法の改正により、理事会と評議員会の役割を明確化し、効果的な組織運営を行うため理事会、評議員会の機能の充実と強化を図ります。

- ・理事会（執行機関）、監事会（監査機関）、評議員会（議決機関）等の開催
- ・理事会の定例化や機能充実等に関する協議・検討
- ・社会福祉法人改革への対応
- ・理事・監事・評議員等の改選（任期満了日：令和3年定時評議員会終結時）

②専門委員会の機能の検討

専門委員会の機能について検討を行います。

- ・総務・地域福祉委員会、在宅福祉委員会の開催

③事務局体制の整備

より効果的な社協活動が展開できるように、組織体制や業務分掌等を構築します。

- ・機能集約や課の再編実施後に見えてきた効果や問題点についての検証及び調整
- ・現組織体制に応じた本所・各支所の適正な人員配置を含めた拠点整備、業務分掌等の検討
- ・将来を見据えた職員採用についての協議
- ・適切な労務管理（社会保険労務士事務所との業務委託契約、サポート体制の強化）

④役職員の資質向上を図る研修の実施

役員による先進地視察や職員の積極的な研修の参加により、自己研鑽をし、今後の組織運営の課題や新たな事業への取り組み、課題解決等を図ります。

- ・役員研修や職員研修の企画立案、計画的な実施
- ・関係機関主催の各種研修会への積極的且つ継続的な参加、職員のスキルアップ
- ・コロナ禍に対応できる環境整備（オンライン会議等の環境整備など）

⑤社会福祉法人の「公益的な取組」の実践

市内の社会福祉法人と協力し合い、これまで培ったノウハウを生かして、他の経営主体で担うことが期待できない福祉サービスの開発や仕組みづくりを目指します。

- ・公益的な取組に関する情報交換会や研修会等の実施

【5】－3 財源の確保

社協活動を推進するため、福祉財源の確保に努めます。

①社会福祉協議会会費の推進

ひとり一人が安心して暮らせる住みよいまちづくりのため、全戸会員制を進めていきます。

- ・一般会員 1口 1,000円（年額）、賛助会員 1口 5,000円（年額）
- ・会費を財源とした法人運営事業、調査・広報啓発事業、地域支援事業の実施
- ・地区社協活動の推進（地区別目標額の2分の1を超えた額を当該地区社協に交付）

②まごころ銀行運動の推進

預託者の意向に沿った事業に使える自主財源として、積極的に推進していきます。

- ・積極的なPR活動など

③補助金・委託金の確保

社会福祉事業を展開し安定した法人運営を行っていくため、補助金・委託金の十分な確保を目指して、様々な働きかけを行っていきます。

- ・市当局との継続的な協議
- ・市及び住民からの信頼を得る社会福祉事業の展開、安定した法人運営
- ・県社協及び市からの事業委託

④共同募金配分金の活用

地域福祉事業を推進するための財源として、その認知度を生かした配分金の活用を検討します。

- ・積極的なPR活動
- ・効果的な配分金の活用の再検討、配分金による新しい事業展開の検討

⑤収益事業の研究・開発

補助金や委託金等の従来の財源だけでなく、人件費を含む自主財源が確保できる収益事業の研究・開発を行います。

- ・就労継続支援B型事業の更なる安定
- ・その他の収益事業の研究・開発

【5】－4 第4次地域福祉活動計画（令和4年度～8年度）の策定

四国中央市（行政）が策定する「地域福祉計画」の具体的な推進に向けて、地域のお宝（地域資源）や福祉課題をより明確にし、住民参加による地域の支え合いや課題解決を実現していくために、地域住民や各種団体が主体的に参加することにより「第4次地域福祉活動計画」を策定します。